

## 「いしかわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」設置要領

### 1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代（概ね平成5年から平成16年に学校卒業期を迎えた世代）は、バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事についている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。

こうした状況を踏まえ、令和元年5月、厚生労働省においては、「就職氷河期世代活躍支援プラン」（以下「支援プラン」という。）を策定したところであり、石川県内においても、関係機関を構成員として、官民が共働して県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成するとともに、活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「いしかわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「いしかわPF」という。）を設置することとする。

### 2 構成員

- (1) 別紙1「いしかわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成員」のとおりとする。
- (2) その他、必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができる。

### 3 各構成員の役割

#### (1) 行政側

##### ①石川労働局（職業安定課）

- ・ いしかわPF取りまとめ共同事務局（主担当）
- ・ 支援プラン策定に関する共同取りまとめ（主担当）
- ・ 労働局が実施する事業の進捗管理
- ・ 各種支援策の周知広報

##### ②石川県（商工労働部）

- ・ いしかわPF取りまとめ共同事務局（副担当）
- ・ 支援プラン策定の共同取りまとめ（副担当）
- ・ 石川県が実施する事業の進捗管理
- ・ 石川県内市町プラットフォーム（以下「市町PF」という。）における経済団体等への対応依頼等に関する市町との連絡調整
- ・ 各種支援策の周知広報

##### ③石川県（健康福祉部）

- ・ 市町PFの設置・運営に関する市町との連絡調整

- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・ 市町ＰＦと連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・ 各種支援策の周知広報

④就労等支援機関（ハローワーク、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構石川支部、サポステ、石川県の就労等支援施設など）

- ・ 専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・ 企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
- ・ 企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、就職氷河期世代を対象とした求人確保
- ・ 職業的自立に向けた支援
- ・ 職業訓練の充実
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・ 就労に向けた関係機関の連携強化
- ・ 市町ＰＦへの参画
- ・ 各種支援策の周知広報

⑤市町、支援機関

- ・ 市町ＰＦの活用
- ・ 市町ＰＦの先進的な取組に係る事例の把握

(2) 経済団体、労働団体等

- ・ 企業に対する、就職氷河期世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・ 企業に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・ 就職氷河期世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・ イベントや会報等での各種支援策等の周知広報

4 いしかわＰＦにおける取組事項

いしかわＰＦにおいては、次の(1)～(4)に掲げる事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

石川県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、地域が一体となって、積極的な正規雇用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、就職氷河期世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援対象となる次の3種類の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

①不安定な就労状態にある者

(※) 正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者や求職者など

②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある者

(※) 統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者など

③社会参加に向けた支援を必要とする者

(※) ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者

(3) 目標、KPIの設定及び支援プランの策定

①上記(2)の支援対象者ごとの取組に係る目標(目指す数値や状態をいう。)を設定するとともに、KPI(当該目標の進捗を毎年度当該地域で把握するための指標をいう。)を可能な限り定量的に設定する。

②目標達成に資する支援プランを策定する。

③支援プランに基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町PFとの連携

石川県健康福祉部は、市町PFの事務局と連絡調整を図り、市町PFとの情報共有と広域的課題の対応を行う。(以下例示)

- ・市町PFの設置に関する市町への働きかけや市町の求めに応じた市町PFの運営に関する市町への助言等
- ・福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等、県レベルの経済団体への対応依頼(※)
- ・経済団体、他の市町等とのつながり作りの支援(※)
- ・県を越えた自治体間の広域的な取組の支援

等の要請に対応するとともに、市町PFの先進的な取組事例の把握と周知等、必要な情報提供を行う。

※経済団体等への対応依頼については、石川県商工労働部において、石川県健康福祉部と連携して行う

5 会議の開催

上記4に掲げる事項の協議を行うため、年2回を目安に会議を開催することとするが、その他必要に応じて開催することもできるものとする。

また、開催方法については、対面又はオンラインによる開催のほか、対面とオンラインを併用するハイブリット開催によることとする。

6 秘密の保持

いしかわPFの構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則) この要領は令和2年7月31日から施行する。  
この要領は令和4年2月25日から施行する。